

○東京都市町村職員退職手当組合公告式条例

(昭和40年4月3日
条例第4号)

改正 昭和42年 9月22日 条例第11号

昭和43年 7月29日 条例第 8号

(目的)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、東京都市町村職員退職手当組合事務局に掲示してこれを行なう。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第4条 規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印をおさなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(その他の公告)

第5条 前条の規定は、その他公告を要するものについて準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年9月22日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年7月29日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。